

## 授業料等軽減補助金制度の御案内

### 1 「授業料等軽減補助金」とは

国の授業料支援制度である「高等学校等就学支援金※」に、広島県が上乘せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用（以下、「授業料等」といいます。）や入学時納入金を軽減する制度です。

※就学支援金については、令和8年度から所得制限が撤廃される予定ですが、国会で予算審議中であり手続の詳細等は未定です。申請方法は4月以降に御案内します。

### 2 対象世帯・支給額等

年収の目安	算定基準額※1	授業料等の軽減上限額※2	入学時納入金軽減上限額
270万円未満	0円	16,800円/年 (1,400円/月)	180,000円
350万円未満	51,300円未満	16,800円/年 (1,400円/月)	180,000円 ※3

※1 算定基準額は以下のとおりです。保護者等全員の算定基準額を合算して判定します。

**市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額（政令市の場合は3/4を乗じる）**

※2 就学支援金と合わせた金額です。授業料等が上限額に満たない場合はその額が軽減額です。

※3 「入学時納入金－5,650円」が18万円に満たない場合は、その額を支給額とします。

### 3 申請方法等

○申請を希望する場合は、上記算定方法に基づき対象になるかご確認ください。

該当すると思われる方は、保護者等全員の課税証明書（令和7年度分）を**4月15日（水）まで**に学校事務室へ提出してください。

**提出時は必ず課税証明書の右上に生徒氏名の記入をお願いします。**

※生活保護を受給されている場合は、令和7年1月1日時点で生活扶助を受給していることわかる受給証明書でも申請可能です。

#### 《保護者等の考え方》

支給区分の判定は、対象の「保護者等」全員の判定基準額を合算したものにより行います。  
この場合の「保護者等」とは次の方をいいます。

- 親権者（父、母）
- 親権者がいない場合は、未成年後見人
- 未成年後見人もいない場合は、「主たる生計維持者」（＝生徒を扶養している方）
- 主たる生計維持者もいない場合は、生徒本人（個別にご相談ください）

○申込書については課税証明書をご提出いただいたご家庭に後日送付いたしますのでお待ちください。

#### 4 留意事項

- (1) 年収目安はあくまで目安であり、実際の判定は算定基準額で行います。
- (2) **課税証明書は、必ず「市民税の課税標準額」と「市民税の調整控除額」の記載があるものを提出してください。（記載がない場合は、再度提出していただく場合があります。）**
- (3) 授業料等や入学時納入金の軽減・返還時期は別途ご連絡いたします。
- (4) 今回の案内は、左記のとおり授業料等軽減補助金の申請に関するものであり、高等学校等就学支援金とは別の制度となります。高等学校等就学支援金の申請につきましては、別途ご案内いたしますので、今しばらくお待ちください。

#### 【問い合わせ先】

如水館高等学校 事務室

担当 岩本・西岡

電話番号 0848-63-2423 (9:00~16:30)